

税のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により「確定申告・住民税申告」が困難な人については、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申し出ることができます。

町では、国税庁（税務署）における対応に合わせ、『新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な人』については、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申し出ることができるように、公民館での申告受付を次の期間まで対応しています。

申告期限及び納付期限は原則として申告書を提出した日となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。

また、町への住民税申告についても同様に対応していますので、申告が必要な人は、期限までに申告ください。

ご注意

次の人は、「名寄税務署」での確定申告（郵送

又はe・Taxでも可）となります。

○申告所得税：青色申告、分離譲渡所得（不動産、株式等）、FX取引、仮想通貨（暗号資産）等の申告がある人

○消費税：「個人の農業所得者の人で簡易課税制度を選択されている人」以外の人

○贈与税の申告対象の人

■受付期間
4月15日（金）正午まで
（土曜・日曜・祝日除く。）

■受付時間
午前8時30分から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く。）

※最終日4月15日（金）の受付は、正午まで

■受付会場
公民館 2階・視聴覚室

■お問い合わせ
税務住民課
☎4-2511
内線535・599

税のお知らせ

令和4年度町税等の納付は、口座振替が便利です

町税等（軽自動車税、町道民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の納付は、納め忘れない口座振替をお勧めします。

北星信用金庫、北はるか農業協同組合下川支所、郵便局の口座でご利用できます。

手続きは、銀行印と納付書をご持参の上、各金融機関または役場税務住民課で行ってください。

ただし、郵便局のご利用希望の人は、役場税務住民課では手続きができませんので、郵便局で行ってください。

■お問い合わせ
税務住民課
税務・収納グループ
☎4-2511
内線114・115
☆4-251103

後期高齢者医療からのお知らせ

令和4・5年度の保険料率

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直されることになっています。

均等割は、年間156円減の51,892円。所得割は、増減なしの10.98%。限度額は2万円増の66万円となりました。

この保険料率に基づく令和4年度の保険料額は、「保険料決定通知書」により、8月に個別に通知します。

なお、世帯主や加入者の所得にに応じて、保険料の軽減があります。

詳しくはお問い合わせください。



令和4・5年度の保険料率に基づく保険料額

均等割
一人当たりの額
51,892円

+

所得割
本人の所得に応じた額
 $\left(\begin{array}{l} \text{※令和3年中} \\ \text{の所得} \end{array} - 43\text{万円} \right) \times 10.98\%$
※令和5年度は、令和4年中の所得

=

1年間の保険料
100円未満切捨て
限度額66万円

■お問い合わせ
◎北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601
◎税務住民課
税務・収納グループ
☎4-2511内線115
☆4-251103